

静岡市風致地区条例施行規則

平成17年3月31日

規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市風致地区条例(平成16年静岡市条例第96号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類及び別表に掲げる行為の区分に応じ同表に定める図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施行方法書(様式第2号)
- (2) 土地所有者等の承諾書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、条例第2条第1項の許可をしたときは、風致地区内行為許可書(様式第3号)を交付する。

(協議又は通知の手続への準用)

第3条 前条の規定は、条例第2条第3項の規定により市長に協議しようとするもの及び条例第3条の規定により市長に通知しようとするものについて準用する。

(許可を要しない公共的団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人国立病院機構
- (7) 静岡県住宅供給公社
- (8) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項の国立大学法人

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項本文の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書(様式第4号)に第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる行為の区分に応じ、同表に定める図面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条の許可をしたときは、風致地区内行為変更許可書(様式第5号)を交付する。

(軽微な変更)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの(条例第6条第1項に定める基準に適合するものに限る。)とする。

- (1) 建築物の新築、改築又は増築の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2) 宅地の造成等の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 土石の類の採取の許可に係る変更で、当該変更に係る地形の変更が前号の宅地の造成等と同程度のもの
- (4) 水面の埋立又は干拓の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの
- (5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(標識の掲出)

第7条 条例第8条の規定により掲出する標識は、風致地区内許可行為標識(様式第6号)によるものとする。

(行為の承継の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、風致地区内行為承継届出書(様式第7号)を市長に提出して行うものとする。

(行為の完了又は中止の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、風致地区内行為完了届出書(様式第8号)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、風致地区内行為中止届出書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

(住所等の変更の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、住所氏名変更届出書(様式第10号)を市長に提出して行うものとする。

(審議会の委員等)

第11条 条例第12条の静岡市風致審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

- 5 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。
- 6 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、都市局都市計画部緑地政策課において処理する。

(身分証明書)

第13条 条例第13条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(書類の提出)

第14条 この規則の定めるところにより市長に提出する書類は、正副各1通を提出するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに静岡県風致地区条例施行規則(昭和45年静岡県規則第29号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月19日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月12日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月17日規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規則第 号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

風致地区内行為許可申請書等に添付する図面の区分

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物等の設置の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺50分の1～300分の1程度、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	植栽計画図	縮尺50分の1～300分の1程度、樹木の位置、種類、本数（配置図に併記することができる。）
	公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺50分の1～300分の1程度、許可行為変更の場合は変更対象図
	立面図	2面以上、外観意匠色彩
	断面図	縮尺50分の1～300分の1程度、建築物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地境界線、工作物、木竹等の位置及び高さ
	敷地面積等算定図	縮尺50分の1～300分の1程度、建築物の敷地面積及び建築面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺50分の1～300分の1程度、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
宅地の造成等、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺200分の1～800分の1程度、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
	公図写し	方位、地名、地番、地目、行為地の境界線
	縦・横断面図	現況及び計画（出来上がり予定）を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図（計画図）	縮尺（現況図と同一種縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合はその旨（対照）図示すること。
行為地面積等算定図	縮尺（現況図と同一種縮尺とすること。）、行為地の面積の求積図及び求積表	

	緑地面積算定図	縮尺(現況図と同一種縮尺とすること。)、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
建築物等の色彩の変更の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺50分の1～300分の1程度、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺50分の1～300分の1程度、許可行為変更の場合は変更対照図
	立面図	2面以上、外観意匠色彩
	現況写真	行為地及びその周辺
木竹の伐採の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1～300分の1程度、方位、行為地の境界線、樹種、択伐の場合は伐採する木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1～300分の1程度、方位、行為地の境界線、等高線
	平面図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、方位、行為地の境界線、土石等をたい積する位置、植栽等の措置の状況、断面図の位置
	縦・横断面図	縮尺(現況図と同一種縮尺とすること。)、たい積物の断面、現況地盤面、たい積物の位置及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺
行為の種類により省略することができる。		

様式第1号（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地
申請者
氏名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

静岡市風致地区条例第2条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の 名称及び種別	名称	第 号	風致地区	種 別	第 種
行為地の所在					
地目及び面積	地 目		面 積	㎡	
許可を受けようとする行為の種類 該当項目を□で 囲んでください。	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 増築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て 干拓 ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積				
着手及び完了予定 期 日	着手	年	月	日	
	完了	年	月	日	
摘 要	関連する風致地区内行為 平成 年 月 日 第 号				
申請内容記載者 (問 合 せ 先)	事務所名等				
	担当者名				
	TEL		FAX		
	e-mail				

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号その1（第2条関係）

施行方法書

（建築物等の新築、改築、増築及び移転並びに色彩の変更の場合）

土地所有者	住所				
	氏名				
建築面積		m ²	建築面積の敷地面積に		%
敷地面積		m ²	対する割合（建蔽率）		
建築物等の高さ		m	地盤面の高低差		m
壁面の後退距離	道路側		m	隣地側	m
建築物等の最大幅			m	建築物等間の距離	m
建築物等の用途			建築物等の構造		
建築物等の 材料及び色彩	屋根				
	外壁				
	その他				
緑化率			%	緑地の面積	m ²
緑地 の内訳	植栽	樹高4.0m以上	本	換算面積	m ²
		樹高2.5m以上4.0m未満	本	換算面積	m ²
		樹高1.0m以上2.5m未満	本	換算面積	m ²
		風致に有効な植栽	セット	換算面積	m ²
	生垣	道路側（樹高1.5m以上）	m	換算面積	m ²
		その他の生垣	m ²	換算面積	m ²
その他			換算面積	m ²	
摘要					

（注）

- 案内図、現況図、配置図、植栽計画図、公図写し、土地の登記事項証明書の写し、平面図、立面図（着色）、断面図、平均地盤面算定図、面積算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- 建築物等の最大幅及び建築物等間の距離は、敷地面積が0.1ha以上の場合に記入してください。
- 風致に有効な植栽とは、植栽時の樹高3.5m以上の樹木1本と植栽時の樹高1.0m以上の樹木2本をもって1セットとし、1セットあたりの換算面積は10m²として記入してください。

様式第2号その2（第2条関係）

施行方法書

（宅地の造成等の場合）

行為施工者	住所						
	氏名						
土地所有者	住所						
	氏名						
面積及び土量	面積	行為地面積		m ²	土量	切土	m ³
		形質変更する面積		m ²		盛土	m ³
		形質変化率（市街化区域外）		%		増減	m ³
行為の目的							
行為地の現況				土留の方法			
排水工事				河川等との距離			
公共用地等面積		種類	面積				
緑化率		%		緑地の面積		m ²	
緑地の内訳	植栽	樹高4.0m以上		本	換算面積	m ²	
		樹高2.5m以上4.0m未満		本	換算面積	m ²	
		樹高1.0m以上2.5m未満		本	換算面積	m ²	
		風致に有効な植栽		セット	換算面積	m ²	
	生垣	道路側（樹高1.5m以上）		m	換算面積	m ²	
		その他の生垣		m ²	換算面積	m ²	
	自然の緑地	形質を変更しない自然地の緑地			換算面積	m ²	
	その他				換算面積	m ²	
摘要							

（注）案内図、現況図、公図写し、土地の登記事項証明書の写し、縦・横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

様式第2号その3(第2条関係)

施行方法書

(木竹の伐採の場合)

土地所有者	住所	
	氏名	
行為の種類 (該当を○で囲む)	森林地 (内・外) の伐採 伐採の種類 (皆伐または集団・択伐または単独)	
伐採の理由		
行為地の面積	m ²	
樹種		
樹齢		
樹高	m	
樹量	本	m ³
跡地利用計画		
摘要		

(注)

- 1 案内図、現況図、土地の登記事項証明書の写し及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第2号その4（第2条関係）

施行方法書

（土石の類の採取の場合）

土地所有者	住所	
	氏名	
採取の理由		
行為地の面積	m ²	
行為地の現況		
行為地の土質		
採取物の種類		
採取物の数量	m ³	
河川溪流との距離		
跡地処理方法		
摘 要		

（注）

- 1 案内図、現況図、公図写し、土地の登記事項証明書の写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、現況写真及び土地所有者承諾書を添付してください。
- 2 採取行為の施行に当たり、木竹の伐採及び跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第2号その5（第2条関係）

施行方法書

（水面の埋立て又は干拓の場合）

土地所有者	住所	
	氏名	
土地管理者	住所	
	氏名	
行為地の面積 及び深度		
行為の目的		
土留め又は設岸 の方法		
排水又は給水 工事		
樋門の構造		
跡地利用計画		
摘要		

（注）

- 1 案内図、現況図、公図写し、土地の登記事項証明書の写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、現況写真及び土地所有者又は管理者の承諾書を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第2号その6（第2条関係）

施行方法書

（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合）

土地所有者	住所	
	氏名	
堆積の理由		
行為地の面積	m ²	
行為地の現況		
堆積の種類		
堆積に対する 土地の面積	m ²	
堆積の数量	m ³	
堆積物の高さ	m	
堆積の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
行為地及びその 周辺の土地にお ける風致の維持 のためにとった 措置の概要		
摘 要		

（注）案内図、現況図、土地の登記事項証明書の写し、平面図、縦断面図、横断面図、
現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

住所
申請者 様
氏名

静岡市長 氏 名 印

風致地区内行為許可書

このことについて、静岡市風致地区条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可する。

1 行為地の所在	
2 風致地区の名称	第 号 風致地区 第 種
3 行為地面積	
4 許可を受けようとする行為の種類	
5 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
6 許可条件	

様式第4号（第5条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

静岡市風致地区条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在				
地目及び面積	地 目		面 積	m ²
許可を受けた行為の種類				
許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
変更しようとする行為の内容及びその理由				
着手及び完了予定期日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
摘 要				
申請内容記載者 （問合せ先）	事務所名等			
	担当者名			
	TEL			
	FAX			
	e-mail			

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
申請者 様
氏 名

静岡市長 氏 名 印

風致地区内行為変更許可書

このことについて、静岡市風致地区条例第7条の2の規定により、次のとおり許可する。

1 行為地の所在	
2 風致地区の名称	第 号 風致地区 第 種
3 行為地面積	
4 許可を受けようとする行為の種類	
5 前回許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
6 変更の内容	
7 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
8 許可条件	

様式第6号（第7条関係）

第 号	風致地区	風致地区内許可行為標識
許可行為の種類		
許 可 番 号		第 号
許 可 年 月 日	年 月 日	
施 工 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
行 為 主	住 所	
	氏 名	
工事現場管理者	氏 名	

40センチメートル

25センチメートル

様式第7号(第8条関係)

風致地区内行為承継届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 [法人にあっては、その主たる
事務所所在地]

届出者

氏名 [法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名]

静岡市風致地区条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた者の住所及び氏名		
承継しようとする者の住所及び氏名		
許可を受けた行為の種類		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
承継の理由		
着手及び完了予定期 日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
摘要		
届出内容記載者 (問合せ先)	事務所名等	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	e-mail	

(注) 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第8号(第9条関係)

風致地区内行為完了届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]

届出者

氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名]

静岡市風致地区条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた行為の種類		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
行為の完了の日	年 月 日	
摘要		
届出内容記載者 (問合せ先)	事務所名等	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	e-mail	

(注)

- 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。
- 現況写真を添付してください。

様式第9号(第9条関係)

風致地区内行為中止届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡市風致地区条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた行為の種類		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
行為の中止の日	年 月 日	
中止の理由		
中止時の現況		
行為地及びその周辺の土地における風致の維持のためにとった措置の概要		
摘要		
届出内容記載者 (問合せ先)	事務所名等	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	e-mail	

(注)

- 1 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 現況写真を添付してください。

様式第10号(第10条関係)

住所氏名変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
届出者

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡市風致地区条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更前の住所 又は氏名	
変更後の住所 又は氏名	
許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
摘要	

(注)届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第11号(第13条関係)

(表)		(裏)
<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>所属 職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、静岡市風致地区条例 第13条に規定する立入検査員である ことを証明します。 年 月 日</p> <p>静岡市長 氏名 印</p>	<p>8.3 センチ メート ル</p>	<p style="text-align: center;">静岡市風致地区条例抜すい</p> <p>(立入検査)</p> <p>第13条 市長又はその命じた者 若しくは委任した者は、この条例 を施行するため必要な限度にお いて、この条例の規定による許可 に係る土地に立ち入り、当該土地 又は当該土地において行われて いる行為の実施の状況を検査す ることができる。</p> <p>2 前項の規定により、他人の土 地に立ち入ろうとする者は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを 提示しなければならない。</p>
<p>5.8センチメートル</p>		